

◆ 後期高齢者医療について ◆

① 保険証について

◆ 新しい保険証はオレンジ色です。

新しい後期高齢者医療被保険者証（オレンジ色）を7月中頃に簡易書留で郵送しますので、押印の上お受け取りください。7月23日(金)を過ぎても届かない場合は健康増進課医療保険班へご連絡ください。新しい保険証は8月1日(日)から使えます。現在お持ちの被保険者証（うすい緑色）は有効期限が7月31日(土)となっており、8月1日(日)以降使えませんので各自で処分してください。



保険証のサンプル
(オレンジ色)

② 保険料について

◆ 7月に決定通知を送付します。

保険料は、被保険者の全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計したものです。

山口県の平成22・23年度の保険料率は下表に決定しました。

均 等 割 額	46,241円
所 得 割 率	8.73%

※保険料額の決定通知書は7月中旬に送付します。

■保険料の納め方は、次の2つの方法によります。

○特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、年金支給の際に、年金から天引き（年金からのお支払い）されます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を越える場合等は、「普通徴収」となります。

○普通徴収

特別徴収以外の方については、納付書や口座振替により、7月から翌年の2月までの毎月（8回）に分けて納めていただくことになります。

■預金口座から自動払込みできる便利な口座振替をお勧めします。

ご希望の場合は、通帳・通帳の印鑑・被保険者証をお持ちになり、金融機関（山口銀行・西京銀行・ゆうちょ銀行・山口大島農協・山口県漁協安下庄支店または東和町支店）で手続きを行ってください。

— 住所地以外に送付を希望される方は変更の手続きをお願いします —

被保険者証、保険料額の決定通知書などは原則、被保険者の住所地に送付いたしますが、入院などで住所地に居ない場合、保険証が届かないことも想定されます。

そういったことがないように、住所地以外に送付を希望される方は、6月30日(木)までに各総合支所・各出張所で送付先変更の手続きを行ってください。

○手続きには印鑑が必要になります。

◆ 問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820(77)5502